

令和6年4月 木島平村農業委員会議事録

- 1 招集日 令和6年4月18日
- 2 招集者 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘
- 3 開催日時 令和6年4月24日(水)
・開始時刻 午後4時00分
- 4 開催場所 木島平村役場 議場
- 5 議長 梅寄 行弘
- 6 出席委員 10名
1番 竹内 芳次郎 2番 山口 眞廣
3番 土屋 晴茂 4番 仲山 ひろみ
5番 浦山 秀紀 6番 石川 和也
7番 岡田 ひろみ 8番 小池 雅章
9番 小松 裕一 10番 梅寄 行弘(農業委員長)
- 7 欠席委員
- 8 事務局 事務局長：湯本寿男 事務局：岡田孝夫、湯本奈緒美
- 9 会議に付した議案
(1) 報告事項
・農地法第3条第1項の規定による届出について(相続等による届出) … 4件
・農地法第18条第6項の規定による届出について… 2件
・使用貸借返還通知について… 1件

(2) 議案
・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について… 7件
・議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(一括方式) … 2件
・議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権貸借) … 11件

議 長 それでは時間になりましたので、これより令和6年4月農業委員会総会を開催いたします。

議 長 日程第1、ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達していますので本会議は成立いたします。よってこれより、令和6年4月木島平村農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、9番小松委員、1番竹内委員を指名します。

議 長 日程第3、農地法第3条第1項の規定による届出について、日程第4、農地法第18条第6項の規定による届出について、日程第5、使用貸借返還通知については報告事項ですので、各自確認をお願いいたします。

報告事項につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

議 長 無いようですので日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 **【資料を朗読説明】**

議 長 ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

事務局長 番号3について、追加説明します。

事務局 外国籍の方の農地の取得について、住所が村及び日本にない方でも農地の取得は可能なのか県にも問合せをしましたが、住所がないということで許可できない理由とはならないとの回答でした。あくまでも常時農作業に従事するかどうか、というところを確認する必要があるのではとのことでした。この案件については、申請者本人が耕作できないときは、代理人が管理するという誓約書を提出していただくことで申請を受理したところです。

事務局長 農地法第3条の許可できない場合の要件がいくつかありまして、その1つに常時農作業に従事しない場合の権利取得の禁止というものがあります。おそらく本人は常時従事しないと思われませんが、代理人が管理するという承諾を取り付けています。また、今回特別なのが空き家に付随する農地ということで、そもそも管理、耕作することが難しい場所という判断をしています。このまま不許可にしたとしても、この農地は管理者がいまま今後困るだろうなという状況もあるところのため、例外的に許可できたらいいのかなと事務局としては考えているところです。該当の農地に入るには住宅地を通らないと入れない場所でもあるため、いずれにしてもこの住宅の所有者もしくはその代理人が管理をする以外に難しい状況にあります。

小池委員 ちなみに外国人のインバウンドが盛んな市町村等の同じような事例はないのか。これからこのような案件は増えてくるかもしれないし、他のところの情報を得るのも大事だと考える。

事務局 すみません。今回は情報確認していません。

勝山推進委員 心配するのは、外国の人は私たちと感覚が違うので、隣で除草剤をまいたりすることに反対したりもする。そういうところも考えないといけない。

関推進委員 これは農地法の下限面積要件を廃止したことにもよる。

浦山委員 農地への進入路がないということだったが、他に進入路があれば不許可とできるのか。

事務局 進入路の有無で許可、不許可は決められないです。

浦山委員 例えば、きちんと管理してなかったたら許可取消しというような条件をつけて許可とすることはできるか。

事務局 それはできます。ただ、住宅は申請者所有となるため、もし取り消すとすると農地だけ残ってしまうことになります。

議長 今回は継続審議ということでいかがか。

議長 では番号3については継続審議とします。ほかの件については質問無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議が無いようですので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決するに異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員の挙手がありましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、番号3以外は原案どおり決定いたしました。

議 長

それでは日程第7、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）について、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

【資料を朗読説明】

議 長

ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

(質問なし)

議 長

無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議が無いようですので、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）について、異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員の挙手がありましたので、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（一括方式）については原案どおり決定いたしました。

議 長

それでは日程第8、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【資料を朗読説明】

議 長 ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いします。

関推進委員 この遊休農地整備事業について、受け手は決まっているのか。

事務局 決まっています。

関推進委員 この話はだれからどのように出たのか。

事務局 受け手の方がこの場所で耕作をしたいということで、地権者さんに同意を得た上で公社へ相談がありました。

勝山推進委員 そういう話があった場合は、経緯等について推進委員へも連絡がほしい。もっと情報共有してもらいたい。

議 長 ほかに無いようですので、質疑を打ち切り直ちに採決するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議が無いようですので、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、異議の無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員の挙手がありましたので、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）については原案どおり決定いたしました。

議 長 本日より予定された議案審議等はすべて終了しました。以上をもちまして、本日の総会を閉会します。

上記のとおり会議のてん末を記載し、会議規則13条の2の規定により署名する。

令和6年4月24日

議長 木島平村農業委員会 会長 梅寄 行弘

議事録署名委員 9番委員 小松 裕一

1番委員 竹内芳次郎